

# 兵庫県公立大学法人組織規程

## 目次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 法人組織及び職制（第2条―第6条）
- 第3章 兵庫県立大学の組織及び職制（第7条―第21条）
- 第4章 芸術文化観光専門職大学の組織及び職制（第22条―第33条）
- 第5章 補則（第34条）
- 附則

### 第1章 目的

#### （趣旨）

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)の組織及び職制に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 法人組織及び職制

#### （法人の役員等）

第2条 法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 法人に次の組織を置く。

- (1) 理事会
- (2) 経営審議会

3 法人に、次に掲げる大学（以下「大学」という。）を置く。

- (1) 兵庫県立大学
- (2) 芸術文化観光専門職大学

#### （法人事務局）

第3条 法人に、法人の事務を処理するための事務局として、法人事務局を神戸市西区学園西町8丁目に置く。

2 前項の法人事務局に経営管理部を置き、この部に総務課、経営課、情報システム課を置く。

(総合情報基盤本部)

第4条 法人に、法人及び大学の情報システムの管理運営等を行うための組織として、総合情報基盤本部を神戸市西区学園西町8丁目に置く。

(職及びその職務)

第5条 法人に、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる組織の長として置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
事務総長	法人事務局	法人事務局の業務を管理する。
部長	部	部の事務を管理する。
課長	課	課の事務を管理する。
本部長	総合情報基盤本部	総合情報基盤本部の業務を管理する。

第6条 前条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれの同表の中欄に掲げる組織に置くことがあり、その職務は、それぞれの同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
副事務総長	法人事務局	事務総長の職務を補佐する。
参事	法人事務局	特殊の事務を処理する。
主幹	法人事務局	法人事務局の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
専門員	法人事務局	担当事務を処理する。
付	法人事務局	担当事務を処理する。
課長補佐	法人事務局	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
主査	法人事務局	上司の主として困難の度が高い職務を補佐する。
主任	法人事務局	上司の職務を補佐する。
副本部長	総合情報基盤本部	総合情報基盤本部長の業務を補佐する。
本部長補佐	総合情報基盤本部	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。

第3章 兵庫県立大学の組織及び職制

(審議機関等)

第7条 兵庫県立大学(以下「県立大学」という。)に、次の審議機関等を置く。

- (1) 大学理事会
- (2) 教育研究審議会
- (3) 学長選考会議

(人事委員会)

第8条 県立大学に、教員の人事に関する選考及び審査を行うため、人事委員会を置く。

(教授会)

第9条 県立大学に、教育又は研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

(機構等)

第10条 県立大学に、特定の重要事項に関し、企画・推進するため、次の表の左欄に掲げる組織を、右欄に掲げる位置に置く。

機構等の名称	位 置
高等教育推進機構	神戸市西区学園西町8丁目
国際交流機構	神戸市西区学園西町8丁目
学生支援機構	神戸市西区学園西町8丁目
社会価値創造機構	姫路市南駅前町

(学部)

第11条 県立大学に、次の表の左欄の学部を、右欄に掲げる位置に置く。

学 部 の 名 称	位 置
国際商経学部	神戸市西区学園西町8丁目
社会情報科学部	神戸市西区学園西町8丁目
工学部	姫路市書写
理学部	赤穂郡上郡町光都3丁目
環境人間学部	姫路市新在家本町1丁目
看護学部	明石市北王子町

2 前項に規定する学部には置く学科は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科
国際商経学部	国際商経学科
社会情報科学部	社会情報科学科
工学部	電気電子情報工学科
	機械・材料工学科
	応用化学工学科
理学部	物質科学科

	生命科学科
環境人間学部	環境人間学科
看護学部	看護学科

(大学院)

第 12 条 県立大学の大学院に、次の表の左欄に掲げる研究科を、右欄に掲げる位置に置く。

研究科の名称	位 置
社会科学研究科	神戸市西区学園西町 8 丁目
工学研究科	姫路市書写
理学研究科	赤穂郡上郡町光都 3 丁目
環境人間学研究科	姫路市新在家本町 1 丁目 三田市弥生が丘 6 丁目
看護学研究科	明石市北王子町
情報科学研究科	神戸市中央区港島南町 7 丁目 神戸市西区学園西町 8 丁目
緑環境景観マネジメント研究科	淡路市野島常盤
地域資源マネジメント研究科	豊岡市祥雲寺
減災復興政策研究科	神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目

2 前項に規定する研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻
社会科学研究科	経済学専攻
	経営学専攻
	グローバルビジネス専攻
	会計専門職専攻
	経営専門職専攻
工学研究科	電気物性工学専攻
	電子情報工学専攻
	機械工学専攻
	材料・放射光工学専攻
	応用化学専攻
	化学工学専攻
理学研究科	物質科学専攻
	生命科学専攻
環境人間学研究科	環境人間学専攻
看護学研究科	看護学専攻

情報科学研究科	データ計算科学専攻
緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント専攻
地域資源マネジメント研究科	地域資源マネジメント専攻
減災復興政策研究科	減災復興政策専攻

(附置研究所)

第 13 条 県立大学に、次の表の左欄に掲げる附置研究所を、中欄の目的のために右欄に掲げる位置に置く。

附置研究所の名称	目 的	位 置
政策科学研究所	地域の政策に関する総合研究	神戸市西区学園西町 8 丁目
高度産業科学技術研究所	産業科学技術の先端研究	赤穂郡上郡町光都 3 丁目
自然・環境科学研究所	自然及び環境の総合研究	三田市弥生が丘 6 丁目 淡路市野島常盤 豊岡市祥雲寺 佐用郡佐用町西河内 丹波市青垣町沢野
地域ケア開発研究所	地域における看護の開発に関する研究	明石市北王子町
先端医療工学研究所	医療工学に関する先端研究	姫路市神屋町

(教育研究施設)

第 14 条 県立大学に、次の表の左欄に掲げる教育研究施設を、右欄に掲げる位置に置く。

教育研究施設の名称	位 置
学術総合情報センター	神戸市西区学園西町 8 丁目

2 前項の学術総合情報センターに、次の表の左欄に掲げる学術情報館を、右欄に掲げる位置に置く。

学術情報館の名称	位 置
神戸商科学術情報館	神戸市西区学園西町 8 丁目
姫路工学学術情報館	姫路市書写
播磨理学学術情報館	赤穂郡上郡町光都 3 丁目
姫路環境人間学術情報館	姫路市新在家本町 1 丁目

明石看護学術情報館	明石市北王子町
神戸情報科学学術情報館	神戸市中央区港島南町7丁目
豊岡ジオ・コウノトリ学術情報館	豊岡市祥雲寺
神戸防災学術情報館	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目

(附属学校)

第15条 県立大学に、次の表の左欄に掲げる附属学校を、右欄に掲げる位置に置く。

附属学校の名称	位 置
兵庫県立大学附属高等学校	赤穂郡上郡町光都3丁目
兵庫県立大学附属中学校	赤穂郡上郡町光都3丁目

(事務局)

第16条 県立大学の事務を処理するための事務局として、次の表の左欄に掲げる大学本部、キャンパス経営部及び附属学校事務室を、右欄の位置に置く。

大学本部、キャンパス経営部又は附属学校事務室の名称	位 置
大学本部	神戸市西区学園西町8丁目
神戸商科キャンパス経営部	神戸市西区学園西町8丁目
姫路工学キャンパス経営部	姫路市書写
播磨理学キャンパス経営部	赤穂郡上郡町光都3丁目
姫路環境人間キャンパス経営部	姫路市新在家本町1丁目
明石看護キャンパス経営部	明石市北王子町
神戸情報科学キャンパス経営部	神戸市中央区港島南町7丁目
淡路緑景観キャンパス経営部	淡路市野島常磐
豊岡ジオ・コウノトリキャンパス経営部	豊岡市祥雲寺
神戸防災キャンパス経営部	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目
附属学校事務室	赤穂郡上郡町光都3丁目

2 前項の大学本部、キャンパス経営部及び附属学校事務室に、次の表の左欄に掲げる部、室を置き、これらの部、室に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

部 室 名	課 名
経営企画部	総務課、人事課、財務課、経営戦略課、DX推進課
教育企画部	教育企画課、国際交流推進課
大学教育改革室	教育改革課、大学改革推進課
社会貢献部	産学連携・研究支援課、地域貢献課、先端医療工学研究課
神戸商科キャンパス経営部	総務課、学務課、国際交流・学生課、

	学術情報課
姫路工学キャンパス経営部	総務課、学務課、工作課、学術情報課
播磨理学キャンパス経営部	総務課、学務課、高度産業科学技術研究課
姫路環境人間キャンパス経営部	総務課、学務課
明石看護キャンパス経営部	総務課、学務課、地域ケア開発研究課
神戸情報科学キャンパス経営部	総務学務課
淡路緑景観キャンパス経営部	総務課、学務課
豊岡ジオ・コウノトリキャンパス経営部	総務課、学務課
神戸防災キャンパス経営部	総務学務課
附属学校事務室	

(職及びその職務)

第 17 条 県立大学に、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる組織の長として置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	組 織		職 務
学長	大学		大学の業務を管理する。
高等教育推進機構長	高等教育推進機構		高等教育推進機構の業務を管理する。
国際交流機構長	国際交流機構		国際交流機構の業務を管理する。
学生支援機構長	学生支援機構		学生支援機構の業務を管理する。
社会価値創造機構長	社会価値創造機構		社会価値創造機構の業務を管理する。
高等教育推進部長	高等教育推進機構	高等教育推進部	高等教育推進部の業務を管理する。
高等教育推進部学際リーダー教育センター長		高等教育推進部学際リーダー教育センター	高等教育推進部学際リーダー教育センターの業務を管理する。
高等教育推進部教職教育センター長		高等教育推進部教職教育センター	高等教育推進部教職教育センターの業務を管理する。
高等教育推進部教学マネジメントセンター長		高等教育推進部教学マネジメントセンター	高等教育推進部教学マネジメントセンターの業務を管理する。
高等教養教育部長		高等教養教育部	高等教養教育部の業務を管理する。
高等教育研究部長		高等教育研究部	高等教育研究部の業務を管理する。

高等教育研究センター長		高等教育研究センター	高等教育研究センターの業務を管理する。
国際交流センター長	国際交流機構	国際交流センター	国際交流センターの業務を管理する。
学生部長	学生支援機構	学生部	学生部の業務を管理する。
キャリアセンター長		キャリアセンター	キャリアセンターの業務を管理する。
保健センター長		保健センター	保健センターの業務を管理する。
アクセシビリティセンター長		アクセシビリティセンター	アクセシビリティセンターの業務を管理する。
本部長	社会価値創造機構	本部	本部の業務を管理する。
金属新素材研究センター長		金属新素材研究センター	金属新素材研究センターの業務を管理する。
人工知能研究教育センター長		人工知能研究教育センター	人工知能研究教育センターの業務を管理する。
放射光産業利用支援本部長		放射光産業利用支援本部	放射光産業利用支援本部の業務を管理する。
産学連携キャリアセンター長		産学連携キャリアセンター	産学連携キャリアセンターの業務を管理する。
水素エネルギー共同研究センター長		水素エネルギー共同研究センター	水素エネルギー共同研究センターの業務を管理する。
データ計算科学連携センター長		データ計算科学連携センター	計算科学連携センターの業務を管理する。
地域創造センター長		地域創造センター	地域創造センターの業務を管理する。
国際商経学部長		国際商経学部	国際商経学部の業務を管理する。
社会情報科学部長	社会情報科学部	社会情報科学部の業務を管理する。	
社会科学研究科長	社会科学研究科	社会科学研究科の業務を管理する。	
工学部長	工学部	工学部の業務を管理する。	
工学研究科長	工学研究科	工学研究科の業務を管理する。	
理学部長	理学部	理学部の業務を管理する。	
理学研究科長	理学研究科	理学研究科の業務を管理する。	
環境人間学部長	環境人間学部	環境人間学部の業務を管理する。	
環境人間学研究科長	環境人間学研究科	環境人間学研究科の業務を管理する。	
看護学部長	看護学部	看護学部の業務を管理する。	
看護学研究科長	看護学研究科	看護学研究科の業務を管理する。	



情報科学研究科長	情報科学研究科	情報科学研究科の業務を管理する。
緑環境景観マネジメント研究科長	緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント研究科の業務を管理する。
地域資源マネジメント研究科長	地域資源マネジメント研究科	地域資源マネジメント研究科の業務を管理する。
減災復興政策研究科長	減災復興政策研究科	減災復興政策研究科の業務を管理する。
政策科学研究所長	政策科学研究所	政策科学研究所の業務を管理する。
高度産業科学技術研究所長	高度産業科学技術研究所	高度産業科学技術研究所の業務を管理する。
自然・環境科学研究所長	自然・環境科学研究所	自然・環境科学研究所の業務を管理する。
地域ケア開発研究所長	地域ケア開発研究所	地域ケア開発研究所の業務を管理する。
先端医療工学研究所長	先端医療工学研究所	先端医療工学研究所の業務を管理する。
学術総合情報センター長	学術総合情報センター	学術総合情報センターの業務を管理する。
学術情報館長	学術情報館	学術情報館の業務を管理する。
附属学校総長	附属高等学校、附属中学校	附属高等学校及び附属中学校の業務を管理する。
局長	事務局	事務局の事務を管理する。
部長	部	部の事務を管理する。
室長	室	室の事務を管理する。
事務長	事務室	事務室の事務を管理する。
課長	課	課の事務を管理する。

第18条 前条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれの同表の中欄に掲げる組織に置くことがあり、その職務は、それぞれの同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
副学長	大学	学長の職務を補佐する。
副機構長	高等教育推進機構、国際交流機構、学生支援機構、社会価値創造機構	高等教育推進機構長、国際交流機構長、学生支援機構長、社会価値創造機構長の職務を補佐する。
副センター長	高等教育推進部教職	高等教育推進部教職教育センター

	教育センター、高等教育推進部教学マネジメントセンター、キャリアセンター、保健センター、アクセシビリティセンター、金属新素材研究センター、人工知能研究教育センター、産学連携キャリアセンター、水素エネルギー共同研究センター、データ計算科学連携センター、地域創造センター、学術総合情報センター	長、高等教育推進部教学マネジメントセンター長、キャリアセンター長、保健センター長、アクセシビリティセンター長、金属新素材研究センター長、人工知能研究教育センター長、産学連携キャリアセンター長、水素エネルギー共同研究センター長、データ計算科学連携センター長、地域創造センター長、学術総合情報センター長の職務を補佐する。
副部長	高等教養教育部	高等教養教育部長の職務を補佐する。
副学部長	学部	学部長の職務を補佐する。
学部長特別補佐	国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部、看護学部	国際商経学部長、社会情報科学部長、工学部長、理学部長、環境人間学部長、看護学部長の特命事務を処理する。
研究科長特別補佐	社会科学研究科、工学研究科、理学研究科、情報科学研究科、緑環境景観マネジメント研究科、地域資源マネジメント研究科、減災復興政策研究科	社会科学研究科長、工学研究科長、理学研究科長、情報科学研究科長、緑環境景観マネジメント研究科長、地域資源マネジメント研究科長、減災復興政策研究科長の特命事務を処理する。
研究所長特別補佐	政策科学研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所、地域ケア開発研究所、先端医療工学研究所	政策科学研究所長、高度産業科学技術研究所長、自然・環境科学研究所長、地域ケア開発研究所長、先端医療工学研究所長の特命事務を処理する。
学生副部長	学生部	学生部長の職務を補佐する。
学部学生部長	学部	学部の学生の補導及び福利厚生に

		関する事務を管理する。
学部教務部長	学部	学部の教務を管理する。
自然・環境科学研究 所次長	自然・環境科学研究所	自然・環境科学研究所長の職務を補 佐する。
校長	附属高等学校、附属中 学校	附属学校総長の職務を補佐する。
教頭	附属高等学校、附属中 学校	附属学校総長及び校長の職務を補 佐する。
専門員	大学	担当事務を処理する。
副局長	事務局	局長の職務を補佐する。
参事	事務局	特殊の事務を処理する。
次長	事務局	事務局の事務のうち、困難の度が高 い事務を管理し、又は処理する。
主幹	事務局	事務局の事務のうち、担当事務につ いて、上司の職務を補佐するととも に、当該事務を処理する。
主任専門員又は専門 員	事務局	担当事務を処理する。
付	事務局	担当事務を処理する。
課長補佐	事務局	上司の職務を補佐し、担当事務を処 理する。
主査	事務局	上司の主として困難の度が高い職 務を補佐する。
主任	事務局	上司の職務を補佐する。
副主任	事務局	相当の知識又は経験を必要とする 事務を処理する。
主事	事務局	定型的な事務を処理する。

第 19 条 前 2 条に定めるもののほか、必要に応じ、県立大学に主任技師又は技師を置き、その職務は、技術に従事する。

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、必要に応じ、県立大学に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれの同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務
自動車運転員	乗用、作業用諸自動車の運転業務に従事する。
工技員	機械工、仕上工、電気工、溶接工、自動車整備工、

	鍛造工、木工、建築工、水道工、陶工、繭工その他の製作、修理、加工等の業務に従事する。
主任保安員又は保安員	庁舎、施設等の警備及び保全業務に従事する。
用務員	庁舎等の清掃、使送等の雑作業に従事する。

(補職)

- 第 21 条** 高等教育推進機構長、高等教育推進機構副機構長、国際交流機構長、国際交流機構副機構長、学生支援機構長、学生支援機構副機構長、学生部長、学生副部長、学部学生部長、学部教務部長、社会価値創造機構長、社会価値創造機構副機構長、高等教育推進部長、高等教育推進部学際リーダー教育センター長、高等教育推進部教職教育センター長、高等教育推進部教学マネジメントセンター長、高等教養教育部長、高等教育研究部長、高等教育研究センター長、国際商経学部長、国際商経学部副学部長、国際商経学部長特別補佐、社会情報科学部長、社会情報科学部副学部長、社会情報科学部長特別補佐、社会科学部研究科長、社会科学部研究科長特別補佐、工学部長、工学部副学部長、工学研究科長、工学研究科長特別補佐、理学部長、理学部副学部長、理学研究科長、理学研究科長特別補佐、環境人間学部長、環境人間学部副学部長、環境人間学部長特別補佐、環境人間学研究科長、看護学部長、看護学部副学部長、看護学部長特別補佐、看護学研究科長、情報科学研究科長、情報科学研究科長特別補佐、緑環境景観マネジメント研究科長、緑環境景観マネジメント研究科長特別補佐、地域資源マネジメント研究科長、地域資源マネジメント研究科長特別補佐、減災復興政策研究科長、減災復興政策研究科長特別補佐、政策科学研究所長、政策科学研究所長特別補佐、高度産業科学技術研究所長、高度産業科学技術研究所長特別補佐、自然・環境科学研究所長、自然・環境科学研究所長特別補佐、自然・環境科学研究所次長、地域ケア開発研究所長、地域ケア開発研究所長特別補佐、先端医療工学研究所長、先端医療工学研究所長特別補佐、学術総合情報センター長、学術総合情報センター副センター長、学術情報館長及び附属学校総長は、副学長又は教授である職員のうちから、理事長が任命する。
- 2 工学部長にあつては工学研究科長を、理学部長にあつては理学研究科長をもって充てる。

#### 第 4 章 芸術文化観光専門職大学の組織及び職制

(審議機関等)

- 第 22 条** 芸術文化観光専門職大学（以下「専門職大学」という。）に、次の審議機関等を置く。
- (1) 大学理事会
  - (2) 教育研究審議会
  - (3) 学長選考会議

(人事委員会)

第 23 条 専門職大学に、教員の人事に関する選考及び審査を行うため、人事委員会を置く。

(教授会)

第 24 条 専門職大学に、教育又は研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

(センター)

第 25 条 芸術文化観光専門職大学（以下「専門職大学」という。）に、特定の重要事項に関し、企画・推進するため、次の表の左欄に掲げる組織を、右欄に掲げる位置に置く。

センターの名称	位 置
地域リサーチ&イノベーションセンター	豊岡市山王町

(学部)

第 26 条 専門職大学に、次の表の左欄の学部を、右欄に掲げる位置に置く。

学 部 の 名 称	位 置
芸術文化・観光学部	豊岡市山王町

(教育研究施設)

第 27 条 専門職大学に、次の表の左欄に掲げる教育研究施設を、右欄に掲げる位置に置く。

教育研究施設の名称	位 置
学術情報センター	豊岡市山王町

2 前項の学術情報センターに、次の表の左欄に掲げる学術情報館を、右欄に掲げる位置に置く。

学術情報館の名称	位 置
専門職大学学術情報館	豊岡市山王町

(事務局)

第 28 条 専門職大学の事務を処理するための事務局を置く。

2 前項の事務局に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

部 室 名	課 名
経営企画部	総務課、企画課
教育企画部	教育企画課、学務課
地域リサーチ&イノベーション推進部	地域協働課、地域支援課

(職及びその職務)

第 29 条 専門職大学に、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる組織の長として置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	組 織	職 務
学長	大学	大学の業務を管理する。
地域リサーチ&イノベーションセンター長	地域リサーチ&イノベーションセンター	地域リサーチ&イノベーションセンターの業務を管理する。
実習支援センター長	実習支援センター	実習支援センターの業務を管理する。
キャリアサポートセンター長	キャリアサポートセンター	キャリアサポートセンターの業務を管理する。
国際交流センター長	国際交流センター	国際交流センターの業務を管理する。
芸術文化観光研究センター長	芸術文化観光研究センター	芸術文化観光研究センターの業務を管理する。
芸術文化・観光学部長	芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学部の業務を管理する。
学生部長	芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学部の学生の補導及び福利厚生に関する事務を管理する。
教務部長	芸術文化・観光学部	芸術文化・観光学部の教務を管理する。
学術情報センター長	学術情報センター	学術情報センターの業務を管理する。
学術情報館長	学術情報館	学術情報館の業務を管理する。
局長	事務局	事務局の事務を管理する。
部長	部	部の事務を管理する。
課長	課	課の事務を管理する。

第 30 条 前条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれの同表の中欄に掲げる組織に置くことがあり、その職務は、それぞれの同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	組 織	職 務
副学長	大学	学長の職務を補佐する。
参事	事務局	特殊の事務を処理する。
次長	事務局	事務局の事務のうち、困難の度が高い事務を管理し、又は処理する。
主幹	事務局	事務局の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに

		に、当該事務を処理する。
専門員	事務局	担当事務を処理する。
付	事務局	担当事務を処理する。
課長補佐	事務局	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
主査	事務局	上司の主として困難の度が高い職務を補佐する。
主任	事務局	上司の職務を補佐する。
副主任	事務局	相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	事務局	定型的な事務を処理する。

**第 31 条** 前 2 条に定めるもののほか、必要に応じ、専門職大学に主任技師又は技師を置き、その職務は、技術に従事する。

**第 32 条** 前 3 条に定めるもののほか、必要に応じ、専門職大学に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれの同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務
自動車運転員	乗用、作業用諸自動車の運転業務に従事する。
工技員	機械工、仕上工、電気工、溶接工、自動車整備工、鍛造工、木工、建築工、水道工、陶工、繭工その他の製作、修理、加工等の業務に従事する。
主任保安員又は保安員	庁舎、施設等の警備及び保全業務に従事する。
用務員	庁舎等の清掃、使送等の雑作業に従事する。

(補職)

**第 33 条** 地域リサーチ&イノベーションセンター長、芸術文化・観光学部長、学生部長、教務部長及び学術情報センター長は、副学長、教授又は准教授である職員のうちから、理事長が任命する。

## 第 5 章 補 則

(補則)

**第 34 条** この規程に定めるもののほか、法人及び大学の組織に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 18 条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところにより、副研究科長を研究科に置くことがある。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 7 日改正）

この規程は、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 12 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日改正）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日改正）

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 15 日改正）

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日改正）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経済学部及び経営学部は、改正後の第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、両学部に関する規定については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 8 月 7 日改正）

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日改正）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経済学研究科、経営学研究科、会計研究科、経営研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、応用情報科学研究科及びシミュレーション学研究科は、改正後の第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該研究科 に在学する者が当該研究科 に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、各研究科に関する規定については、なお従前の例による。



**附 則**（令和3年6月28日改正）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月29日改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第29条及び第33条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**（令和5年3月27日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年8月2日改正）

- 1 この規程は、令和5年8月2日から施行する。
- 2 改正後の規程第18条中「主任専門員」に関する規定は、令和5年4月1日から適用する。

**附 則**（令和6年3月28日改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第33条中「准教授」に関する規定は、令和5年4月1日から適用する。